

令和3年 第2回

上益城広域連合議会

定例会会議録

令和3年8月25日

上益城広域連合

令和3年第2回上益城広域連合定例会会議録

1. 令和3年8月25日午前10時0分招集
2. 令和3年8月25日午前10時0分開会
3. 令和3年8月25日午前10時45分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター）
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 報告第1号 令和2年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 議案第8号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 議案第9号 上益城広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 7 議案第10号 令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

7. 出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 池田 浩二 | 君 | 2番 | 中城 峯雄 | 君 |
| 3番 | 清崎 輝昭 | 君 | 4番 | 増岡 司 | 君 |
| 5番 | 松本 昭一 | 君 | 6番 | 野田 祐士 | 君 |
| 7番 | 宮川 安明 | 君 | 8番 | 福田 謙二 | 君 |
| 9番 | 工藤 文範 | 君 | 10番 | 藤澤 和生 | 君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 一圓 秋男

10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（12名）

| | | | | | |
|--------|--------|---|----------|-------|---|
| 広域連合長 | 荒木 泰臣 | 君 | 代表副広域連合長 | 奥名 克美 | 君 |
| 副広域連合長 | 西村 博則 | 君 | 副広域連合長 | 藤木 正幸 | 君 |
| 副広域連合長 | 梅田 穰 | 君 | | | |
| 代表監査委員 | 戸塚 誠司 | 君 | 会計管理者 | 富岡 宗徳 | 君 |
| 事務局長 | 下田 雅文 | 君 | 専門監 | 本田 圭 | 君 |
| 総務係長 | 松本 まゆみ | 君 | 福祉係長 | 渡橋 佐織 | 君 |
| 施設整備係長 | 田上 和広 | 君 | | | |

開会・開議 午前10時0分

○議長（池田 浩二君） 皆さん おはようございます。

只今の出席議員数は、10名です。定足数に達していますので、これより、令和3年第2回上益城広域連合議会定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。

直ちに、本日の会議を開きます。

※日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（池田 浩二君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第111条の規定により、4番 増岡議員、7番 宮川議員を指名します。

※日程第2 会期の決定について

○議長（池田 浩二君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

上益城広域連合議会会議規則第5条の規定により、本定例会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定しました。

※日程第3 提案理由の説明について

○議長（池田 浩二君） 日程第3「提案理由の説明」となっております。

提案理由の説明を求めます。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第2回上益城広域連合議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、現在、全国各地におきまして、かつて経験をしたことのない大雨や土砂災害という自然災害が頻発しております。今月11日から続いた大雨は、九州を中心に

甚大な被害をもたらしております。被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表します。

新型コロナウイルスにつきましては、熊本県でも感染拡大を受け、今月 8 日から来月 12 日まで「まん延防止等重点措置」が適用となっております。すでに新型コロナウイルスワクチン接種をされた方を含め、今一度、細やかな手洗い・うがい、定期的な室内換気、家庭内でもマスク着用などの周知を徹底して感染防止を図っていかねばならないと考えております。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により、一年延期となっておりました東京 2020 オリンピックが 7 月 23 日から 17 日間、無観客ではありましたが、開催となり、8 月 8 日に無事閉会式を終えたところであります。新型コロナウイルスの状況が未だ好転しない中での開催には、不安の声が多かったと思いますが、連日の日本人選手の活躍ぶりは、目を見張るものがありました。結果、金 27 個を含む 58 個という過去最多のメダル数獲得にもなり、私たちに感動と元気を与えていただきました。大変、素晴らしい大会であったと思います。昨日からはパラリンピックも開会され 12 日間に渡って熱戦が繰り広げられることと思います。引き続き選手の皆さまには最高の力を発揮できるよう、私たちが応援していかねばならないと思っています。

広域連合としましても、上益城の更なる発展のため、また、地域住民の生活の向上を図るため、堅実な広域行政の発展に努めて参る所存でありますので、今後とも、どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、2 月第 1 回定例会から本日までの広域連合の主な事業について、ご報告を申し上げます。

介護保険認定審査事業に関しましては、保険・医療・福祉の関係者の方々のご協力により、認定業務もスムーズに進捗しているところでございます。介護認定審査会では、2 月から 7 月までの半年間で 55 回開催し、2,146 件の認定を行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、介護認定の有効期間の延長を行っておりますが、こちらについては 689 件が対象となっております。

また、障害者総合支援審査事業に関しましては、ほぼひと月に 1 回の審査会を実施しております。2 月から 7 月までの半年間で 7 回開催し、57 件の判定を行っております。

一般廃棄物処理施設整備事業に関しましては、昨年 5 月、事業用地全体の財産取得について議決をいただき、以後、事業用地の取得を進めております。

7 月 31 日現在の用地取得進捗状況は、全体約 12 万 5 千㎡の内 11 万 7 千㎡余りの契約が完了し、取得率は約 93%という状況でございます。

未契約用地については残り 5 件（12 筆）になり、全て、相続未登記によるものでございます。

現在、年度内の契約に向けて、司法書士をお願いをし、早急に相続登記が完了するよう事務を行っている状況でございます。引き続き早期の取得完了に向け、着実に事業に取り組んで参ります。

次に、本日提出しております報告 1 件、議案 3 件について、提案理由をご説明申し上げます。まず、報告第 1 号「令和 2 年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございますが、本件につきましては、本年 2 月定例会においてご決定をいただきました繰越明許費でございます。繰り越した事業は、介護認定支援システム改修事業と一般廃棄物処理施設整

備事業の2事業でございます。事業の年度内完了が困難であることから、繰越の承認を受けたもので、翌年度への繰越額は合計で9,265万3,098円でございます。当該繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

次に議案第8号「専決処分の報告及び承認について」でございます。こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しました事件について、議会にご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。本案は、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものでございまして、7月9日に専決させていただいております。

次に、議案第9号「上益城広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」でございます。これは、地方自治法の一部改正により、首長や職員の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めるところにより、首長や職員等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされました。これを受けまして本広域連合におきましても、関係町にならって、この条例を新たに制定するものでございます。なお、地方自治法の規定により、この免責に関する条例の制定につきましては、監査委員の意見を聞くこととされております。

次に、議案第10号「令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、歳入が3億2,934万6,683円、歳出が2億5,670万7,344円でございます。歳入歳出差引額は、7,263万9,339円となっております。詳細につきましては、議案審議の中で、事務局が説明いたしますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 浩二君） これで提案理由の説明を終わります。

※日程第4 報告第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（池田 浩二君） 日程第4、報告第1号「令和2年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号「令和2年度上益城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和3年8月25日提出 連合長名でございます。

内容につきましては、第1回議会定例会においてご承認いただきました、繰越明許費の計算書の報告でございます。次のページに載せております明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

ます。

3款1項社会福祉費「介護認定システム改修事業」金額が4,543,000円。翌年度繰越額3,010,700円。財源内訳は全て一般財源でございます。

次に、4款1項保健衛生費「一般廃棄物処理施設整備事業」金額250,000,000円。翌年度繰越額89,642,398円。財源内訳は、収入特定財源が36,000,000円、地方積が53,500,000円、一般財源が142,398円になっております。

二つの事業の合計が254,543,000円。翌年度繰越額が92,653,098円で、財源内訳は、収入特定財源が36,000,000円、地方債が53,500,000円、一般財源が3,153,098円となっております。以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。以上で報告を終わります。

※日程第5 議案第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（池田 浩二君） 日程第5、議案第8号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号「専決処分の報告及び承認について」地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年8月25日提出 連合長名でございます。

提案理由と致しまして、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について、令和3年7年9日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

専決処分としました理由につきましては、同文議決の協議期日が令和3年8月20日までとなっておりますので、専決処分をさせていただいております。

内容は、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更するものでありまして、別表1及び別表第2中「くまもと県北病院機構設立組合」を「玉名市玉東町病院設立組合」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論なし）との声〕

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第8号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり承認されました。

※日程第6 議案第9号 上益城広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する 条例の制定について

○議長（池田 浩二君） 日程第6、議案第9号「上益城広域連合長等の損害賠償の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。なお、この議案第9号については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員から意見書が提出されておりますので、その写しをお手元にお配りしてあります。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

議案第9号 「上益城広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」上益城広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定することとする。令和3年8月25日提出 連合長名でございます。

提案理由につきまして、地方自治法等の改正に伴い、条例を制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

地方自治法第243条の2の規定の施行にともない、条例で「連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する事項」を定めることで、連合長や職員等に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任を限定し、それ以上の額を免責することが可能となりました。上益城広域連合におきましても関係町にならいこの条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第9号「上益城広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第7 議案第10号 令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（池田 浩二君） 日程第7、議案第10号「令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号「令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和3年8月25日提出 連合長名でございます。

お手元に配布してあります。別冊の令和2年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

令和2年度 上益城広域連合一般会計歳入歳出決算書、先ず、歳入でございますが、この表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額382,941,000円に対しまして、調定額・収入済額は329,346,683円で、不納欠損額・収入未済額は0円です。予算現額と収入済額との比較は、53,594,317円の減でございます。

次に2ページ目をお開き下さい。

歳出でございます。こちらも、この表の一番下、歳出合計の欄をご覧ください。

予算現額が382,941,000円に対しまして、支出済額は、256,707,344円でございます。翌年度繰越額と致しまして、92,653,098円で、不用額が33,580,558円。不用額及び予算現額と支出済額との比較は126,233,656円でございます。

次に3ページをご覧ください。

1ページ目の歳入合計から2ページの歳出合計を引きました、歳入歳出差引残額は、72,639,339円となります。このうち、地方自治法第233条の2及び上益城広域連合財政調整基金条例による、基金繰入金が、23,486,241円でございます。令和3年8月25日に提出 連合長名でございます。

詳細につきましては、次ページの事項別明細書で、ご説明させていただきます。

4ページ目をお開きください。

先ず、歳入でございます。1款・分担金及び負担金 1項・1目・1節 町負担金です。予算現額126,783,000円、調定額・収入未済額は、126,873,145円、不納欠損額・収入未済額は0円です。各町の負担金の内訳は備考欄にお示しをしておりますが、予算現額と収入済額と比較いたしまして90,145円増えております。これは、当初予算の関係町からの負担金の他に、甲佐町から行政不服審査会への諮問が1件あり、その審査会に係る費用については、該当町が負担することになっておりますので、その分の増額となっております。

続きまして、3款・県支出金 1項・1目・1節の介護保険認定審査県委託金。予算現額11,000円、調定額・収入済額は22,200円で不能欠損額・収入未済額は0円です。こちらは、生活保護

法に基づく要介護認定審査県委託金で、1件につき3,700円で当初予算は3件を見込んでおりましたが、実際は6件でございました。

次に、4款・財産収入 1項・1目・1節 利子及び配当金 予算現額1,000円。調定額・収入済額は989円。不納欠損額・収入未済額0円です。財政調整基金の利子でございました。

5款・繰入金 1項・1目・1節 財政調整基金繰入金 予算現額4,130,000円、調定額・収入済額は4,130,000円、不能欠損額・収入未済額0円です。これは、財政調整基金繰入金でございました。

6款・繰越金 1項・1目・1節 前年度繰越金 予算現額、調定額・収入済額ともに200万円、不納欠損額・収入未済額は0円です。前年度の繰越金でございました。

7款・諸収入 1項・1目・1節 預金利子 予算現額1,000円、調定額・収入済額は1,020円で不納欠損額・収入未済額は0円です。普通預金の利子でございました。

次に、5ページをお願いいたします。2項・1目・1節 雑入 予算現額15,000円。調定額・収入済額は19,329円、不納欠損額・収入未済額は0円です。雇用保険料の戻入金です。

8款・広域連合債 1項・1目・1節 広域連合債 予算現額250,000,000円、調定額・収入済額は196,300,000円、不能欠損額・収入未済額は0円です。公共用地先行取得等事業債でございました。

歳入合計、予算現額382,941,000円、調定額・収入済額は329,346,683円。不納欠損額・収入未済額は、0円でございます。

次に6ページをお開き願います。

歳出でございます。1款・議会費 1項・1目 議会費 予算現額1,452,000円、支出済額805,764円で、不用額が646,236円でございます。不用額の主なものといたしまして、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う議会議員研修の中止、8節・旅費342,374円と13節・使用料及び賃借料250,000円が主なものでございます。

次に、2款・総務費 1項・1目 一般管理費 予算現額79,239,000円、支出済額67,496,941円、不用額11,742,059円でございます。不用額の主なものは、8節 旅費128,730円の不用額は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う議会議員研修中止により、旅費等が不要になったためでございます。10節 需用費489,646円は、例規集の印刷数が予定より少なかったためでございます。11節 役務費194,592円は、財務会計システムが8月導入等による減でございます。13節 使用料及び賃借料1,181,194円は、財務会計システムのリース料やパソコンリース料等が、入札等により価格が抑えられたためでございます。

次に7ページをお願いいたします。

18節 負担金、補助金及び交付金の9,470,175円は、予算編成時に新規派遣職員が未定で給与等の確認できないため、職級の上位給与で予算化しているため不用額が生じております。

次に、2目 調査研究費 予算現額11,000円、支出済額は、費用が発生する業務がなかったため0円、不用額11,000円でございます。

3目 情報公開等審査会費 予算現額562,000円、支出済額99,347円で、不用額が462,653円でございます。主なものといたしまして、1節の報酬と8節の旅費は、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う合同会議の中止、審査会を予定の6回が1回の開催となったことによる不用額

となっております。

次に、2 項・1 目 選挙管理委員会費 予算現額 248,000 円、支出済額 197,570 円で、不用額が 50,430 円でございます。3 目 監査委員費 予算現額 285,000 円、支出済額 238,573 円で不用額が 46,427 円でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

3 款・民生費 1 項・1 目 介護保険費 予算額 28,333,000 円、支出済額 19,752,244 円、翌年度繰越額 3,010,700 円で不用額が、5,570,056 円でございます。

不用額の主なものといたしまして、1 節 報酬 3,464,768 円、8 節 旅費 1,379,124 円、11 節 役務費 376,626 円の不用額で、これらは新型コロナウイルス感染症に係る介護認定の臨時的な取扱いによる期間延長により審査件数が減少し、審査会の開催も減となったことや、1 月から 3 月までの期間は書面による審査会としたため旅費の減となっております。12 節 委託料 3,010,700 円 介護認定支援システム改修対応委託料につきましては、令和 3 年度への繰越をいたします。

1 項・2 目・障害者福祉費 予算現額 1,861,000 円、支出済額 1,650,393 円、不用額 210,607 円でございます。審査会時の委員欠席による、1 節の報酬と 9 節旅費が主なものでございます。

4 款・衛生費 1 項・1 目 環境衛生費 予算現額 268,150,000 円、支出済額、166,286,376 円で、翌年度繰越額、89,642,398 円、不用額は 12,221,226 円です。

不用額の主なものは、8 節 旅費 1,095,060 円、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地視察研修ができなかったためと、旅費を活用するような遠方への用地交渉が少なかったためでございます。

次に 9 ページをお願いいたします。

10 節 需用費 534,429 円 こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会を開催できなかったための資料作成等の消耗品費等の支出が減少したためでございます。12 節 委託料 9,138,951 円の不用額は、基本計画、地域計画の修正に係る委託業務が発生せず、地域計画の修正については、事務局のほうで対応したためでございます。13 節 使用料及び賃借料 1,077,982 円は、先進地視察研修中止によるバス借上げ料が不用となったためでございます。16 節 公有財産購入費 64,089,602 円と 21 節 補償、補填及び賠償金 25,552,796 円は、用地交渉が次年度まで継続することから残額を、それぞれ令和 3 年度へ繰越をいたしました。

5 款・公債費 1 項・2 目 利子 予算現額 2,500,000 円。支出済額 180,136 円で不用額は 2,319,864 円です。22 節 補償金、利子及び割引料によるものでございます。

6 款・予備費・1 項・1 目 予備費 予算現額 300,000 円。支出はありませんでしたので、不用額は 300,000 円です。

歳出の合計が、予算現額 382,941,000 円 支出済額 256,707,344 円 翌年度繰越額 92,653,098 円 不用額 33,580,558 円でございます。

次に 10 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1 の歳入総額は、329,346,683 円です。2 の歳出総額は、256,707,344 円です。3 の歳入歳出差引額は 72,639,339 円です。4 の翌年度へ繰り越すべき財源は、明許繰越費が 39,153,098 円です。5 の実質収支額は 33,486,241 円です。6 の実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定に

よる基金繰入額は、23,486,241円です。

次に11ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。

1「公有財産」ですが、一般廃棄物施設整備事業用地でございます。土地につきまして、決算年度中の増減は、前年度末現在残高は0㎡ 決算年度中増減高は、48,812.50㎡ 決算年度末現在高は、同じく48,812.50㎡でございます。建物につきましてはございません。

2「物品」でございます。軽自動車が1台、複写機が1台、OCRスキャナが1台でございます。決算年度中の増減はございません。

3の基金についてでございます。こちらにつきましては、次のページに載せております別添「令和2年度財政調整基金の管理処分状況調書」によりご説明を申し上げます。

調書の左から、前年度末現在高が9,549,756円、決算年度中の増減が決算処理額6,503,664円と基金の利子が989円、合わせて6,504,653円です。

処分といたしまして、一般会計への繰り入れが4,130,000円です。令和2年度末の残高が、11,924,409円となります。管理の状況といたしましては、熊本銀行に2口5,712,617円、肥後銀行に3口6,211,792円を一年満期の定期預金としております。

歳入歳出決算については以上でございます。また、その他資料といたしまして、令和2年度の「主要な施策の説明書」を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 説明が終わりました。ここで、戸塚誠司代表監査委員に令和2年度の決算審査の報告を求めます。

○代表監査委員（戸塚 誠司君） 議長

○議長（池田 浩二君） 戸塚誠司代表監査委員

○代表監査委員（戸塚 誠司君） おはようございます。代表監査委員の戸塚でございます。

令和2年度の決算審査の結果をご報告申し上げます。令和3年7月19日付け上広連第131号にて上益城広域連合長から送付されました、令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出の決算及び基金の管理状況について、7月27日に、宮川監査委員と、本連合会議室におきまして審査をいたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

一般会計歳入歳出の決算について、事務局長等に説明を求め、事務局所管の、歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照会いたしました結果、計数に誤りはなく、財政状況を適正に表示されていると認めました。

また、基金の管理状況につきましても、関係帳簿及び定期貯金の証書等について照らし合わせました結果、いずれも符号しましたので、適正であることを確認致しました。

なお、その細部につきましては、書面にて意見書を提出いたしておりますので、ご覧頂きたいと存じます。

以上で決算審査の報告を終わります。令和3年8月25日 上益城広域連合代表監査委員 戸塚誠司

○議長（池田 浩二君） 戸塚誠司代表監査委員の報告が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

[(質疑なし) の声あり]

○議長(池田 浩二君) 「質疑なし」と認めます。

討論を行います。討論はございませんか。

[(討論なし) との声]

○議長(池田 浩二君) 「討論なし」と認めます。

○議長(池田 浩二君) これから、議案第10号「令和2年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(池田 浩二君) 起立多数です。したがって、本件は、原案のとおり認定されました。

皆様方のご協力により、本日提案されました議案の審議は終了しました。

これをもちまして、令和3年第2回上益城広域連合議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

(8月25日午前10時45分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員